

平成 27 年兵庫県立大学工学研究科規程第 2 号

兵庫県立大学姫路工学キャンパス情報システム委員会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、兵庫県立大学工学研究科教授会規程（平成 25 年兵庫県立大学工学研究科規程第 2 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、姫路工学キャンパス情報システム委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 委員会の組織及び運営に関すること。
- (2) 兵庫県立大学各情報システムのうち、姫路工学キャンパスに設置されるものの管理及び運用に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、姫路工学キャンパスに設置される各情報システムに係る重要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 姫路工学学術情報館長（以下「館長」という。）
 - (2) 工学研究科の各専攻から 1 名ずつ選出された専任教員 6 名
- 2 前項の規定にかかわらず、委員長が必要と認めるときは、前項に掲げる者以外のものを加えることができる。

(任期)

第 4 条 前条第 1 項第 2 号及び第 2 項に掲げる委員の任期は 2 年し、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、館長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認めた場合は、委員会の同意を得て、関係教職員その他の議事に関係のある者から、意見を聴くことができる。

(議事の記録)

第 7 条 委員会の審議の概要は、議事録に記録しておかなければならない。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、姫路工学キャンパス学術情報担当課で行う。

(規程の改正)

第 9 条 この規程の改正は、工学研究科教授会の意見を聴いた上で工学研究科長が行う。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月18日一部改正)

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。